

植物防疫法施行令をここに公布する。

附 則

昭和五十一年六月十一日

内閣府第六号 二六 第六

農令第四百四十七号

植物防疫法施行令

内閣は、植物防疫法（昭和二十五年法律第二十号）第二十二条第七項及び第二十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

植物防疫法第二十二条第七項及び第二十四条第二項の規定による国の場合は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 病害の伝染性の職員に要する経費について
一、当該職員の手当の内費及び経費を考慮して、農林大臣が定める基準により算定した給与の額に相当する額。

二 病害の伝染性の職員に要する経費について、病害の伝染性の職員の内費及び経費を考慮して、農林大臣が定める基準により算定した給与の額に相当する額。

三 農害の伝染性の職員に要する経費の算定に、農害の伝染性の職員の手当の内費及び経費を考慮して、農林大臣が定める基準により算定した給与の額に相当する額。

附 則
この政令は、公布の日から起算して、

農林大臣 安部素太郎

内閣府第六号 二六 第六